

保険代理店経営者様へ

迫るタイム・リミット！ 委託型募集人 最適な契約形態を選べますか？

◆保険代理店泣かせの保険業法

金融庁による委託型募集人の適正化期限は平成27年3月末ですが、代理店は26年以内に適正化を完了していなければなりません。それまでに「雇用」「派遣」「出向」「役員化」などの中から、自社に最適な契約形態を選択しなければなりません。

会社と保険募集人(使用人)を守る決断の時が近づいています。

◆かわちの社労士にお任せを

社会保険労務士は人事・労務管理の専門家です。かわちの社労士は、保険代理店の皆様と長年かかわってきました。今こそ、お役に立てるときです。お気軽にご相談ください。

社長さん、こんなことでお困りではありませんか？

- 「正社員」でないと保険商品は販売でけへんのか？
- 「直接雇用」「派遣」「出向」の違いがようわからん！
- 雇用契約書の作成の前に、就業規則がいるのかなあ…
- 給与計算のために人手をかける余裕はあらへん
- 人事・労務のこと気軽に相談できる相手がおったらなあ…



人事・労務管理のことなら かわちの社労士がサポートします

かわちの社労士は、中小企業事業主様のパートナーとして、地域密着型の「身近でお役に立つ」社労士であり続けたいと考えています。開業から2年、お陰様で多くのお客様に巡り合うことができました。

かわちの社労士（代表者）のプロフィール

- 1959年2月生まれ、東大阪市（旧布施市）で生まれ育ちました。東大阪市立楠根小学校・中学校、府立八尾高校卒業。最終学歴は大阪市立大学二部文学部（教育学専攻）中退。
- 学童保育指導員（二部学生時代）、病院勤務などの職業を経験。
- 1989年に中小業者団体の事務局に入局し、東大阪市内で8年間、大阪市内で14年間勤務。税金・経営・融資、労働保険・社会保険、共済・社会保障などを担当し、相談・実務・講師活動にあたりました。
- 2012年11月 社会保険労務士試験合格。
2013年 1月 社会保険労務士登録、事務所開業。



保険業界とのかかわり

中小業者団体の共済会の事務責任者を務めていたとき、保険業法の改正により、自主共済が存続の危機に。同じ立場の開業医、医療機関、労働組合などと共に行動しました。損保業界の方々とのつながりもできました。社労士開業後も、生保代理店様からお客様の紹介をいただくなど、お世話になっています。

かわちの社労士事務所

社会保険労務士 喜多裕明
〒577-0027 東大阪市新家中町6-7

★お気軽にご相談ください★

TEL 06(6784)4556
FAX 06(6785)7113 <http://kawachino.org>